



埼玉県報

第214号
令和3年(2021年)
6月4日
金曜日

目次

告示

- 新人事給与管理システム構築業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- さいたま小川町メガソーラーに係る環境影響評価公聴会(環境政策課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 上里土地改良区の役員就退任届(本庄農林振興センター)
- 芳沼用水土地改良区の役員就退任届(大里農林振興センター)
- 草加都市計画ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 東松山市市の川特定土地地区画整理組合の解散認可(市街地整備課)
- 県道馬引沢飯能線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 県道上里鬼石線の区域の変更(本庄県土整備事務所)
- 建築基準法第73条第1項の規定に基づく建築協定(川越建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

告 示

埼玉県告示第七百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年六月四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
新人事給与管理システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4丁目1番16号
- 5 契約金額
675,180,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告示

埼玉県告示第七百二十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和三年六月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一件名

さいたま小川町メガソーラーに係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和三年六月二十九日（火）十三時から十五時まで

東秩父村コミュニティセンター「やまなみ」 大ホール

イ 令和三年六月二十九日（火）十七時から十九時まで

ときがわ町玉川公民館 2階講堂

ウ 令和三年六月三十日（水）十三時から十五時まで

埼玉県環境整備センター共同オフィス棟 2階大会議室

エ 令和三年六月三十日（水）十七時から十九時まで

小川町民会館リックおがわ 会議室1、2

三 事業者の氏名及び住所

小川エナジー合同会社

株式会社サンシャインエナジー 職務執行者 加藤 隆洋

埼玉県大里郡寄居町赤浜二千七十八番一

四 意見を聴こうとする事項

事業者が作成したさいたま小川町メガソーラーに係る環境影響評価準備書について
の環境の保全の見地からの意見

告示

埼玉県告示第七百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール春日部

埼玉県春日部市大字下柳字森田四百二十番地の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 井手武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計九十三者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井手武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計九十三者

ハ 変更年月日

令和三年四月二十九日外

ニ 届出年月日

令和三年五月七日

二 縦覧期間

令和三年六月四日から令和三年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年六月四日から令和三年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープみらい コープ桶川店

埼玉県桶川市坂田東三丁目二十七番地七 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ダイワロワイヤル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

（変更後） ダイワロワイヤル株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

ハ 変更年月日

令和三年四月一日

ニ 届出年月日

令和三年五月二十四日

二 縦覧期間

令和三年六月四日から令和三年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年六月四日から令和三年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス籠原南店

埼玉県熊谷市拾六間六百三―四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）西友籠原店

埼玉県熊谷市拾六間六百三―四外

（変更後）ダイレックス籠原南店

埼玉県熊谷市拾六間六百三―四外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社日立金属ソリューションズ 代表取締役 清水克美

東京都中央区京橋三丁目十四番六号

（変更後）株式会社日立金属ソリューションズ 代表取締役 伊多波北夫

東京都中央区京橋三丁目十四番六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 執務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デ

スクリー・ドウ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

ハ 変更年月日

令和三年五月二十六日外

ニ 届出年月日

令和三年五月二十六日

二 縦覧期間

令和三年六月四日から令和三年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年六月四日から令和三年十月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス籠原南店

埼玉県熊谷市拾六間六百三―四外

ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後六時

（変更後） 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和三年六月二十三日

ニ 届出年月日

令和三年五月二十六日

二 縦覧期間

令和三年六月四日から令和三年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年六月四日から令和三年十月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、芳沼用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年六月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	持田 一年	埼玉県深谷市本田二千六百二十八番地
同	小嶋 達夫	同 同 千八番地
同	高 荷信夫	同 同 二千二百九十三番地
同	関 口 修	同 同 千九百八十七番地
同	中 村 泰典	同 同 千九百四十五番地
同	小 林 一	同 同 四千九十八番地
同	菅 野 辰雄	同 同 七百八十四番地
同	相 原 信夫	同 同 五百七十三番地
同	中 西 廣	同 同 三百七十四番地
同	小 久保 義雄	同 同 四千百九十六番地
同	小 林 一八	同 同 五千百六十一番地
同	中 島 清	同 同 四千九百六十一番地
監事	中 村 昌夫	同 同 二千四百七十番地
同	本 田 孝夫	同 同 二千二百七十七番地一
同	松 崎 直治	同 同 千七百七十四番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	大 木 正夫	埼玉県深谷市本田二千五百四十四番地
同	石 川 晃	同 同 九百八十三番地二
同	大 澤 延夫	同 同 千九百六十九番地
同	芝 茂子郎	同 同 二千二百三十五番地一
同	中 村 泰典	同 同 千九百四十五番地
同	眞 下 栄一	同 同 四千六十五番地
同	松 山 博之	同 同 八百十一番地
同	鈴 木 繁	同 同 五百七十七番地

同	同	監事	同	同	同	同
橋	淺	松	中	小	小	小
本	見	本	嶋	林	久	川
実	榮	正	恒	八	恵	好
	市	男	雄	千	司	弘
				代		
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
四	四	六	四	五	四	三
千	千	百	千	千	千	百
九	九	三	九	百	百	六
百	百	十	百	九	八	十
七	六	三	四	番	十	六
番	十	番	十	地	九	番
地	番	地	五		番	地
十	地		番		地	三
五			地			

告 示

埼玉県告示第七百二十七号

三郷市から草加都市計画ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年六月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四十五条第二項の規定により東松山市市の川特定土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

令和三年六月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年六月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬引沢飯能線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市大字野田字貫井二三五〇番 一地先から同市大字野田字貫井二 三五〇番四地先まで		区 間
一一・一九〇 一一・二四	一一・一九〇 一六・九一	敷地の幅員 (メートル)
五七・七四		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年六月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 原町字北稻塚一八六五番一地先ま	児玉郡上里町大字神保原町一二六 七番一地先から同郡同町大字神保	区 間
一七・二〇〇 三二・八九	一七・二〇〇 二六・五〇	敷地の幅員 (メートル)
五五八・八六		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

令和三年六月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市千代田二丁目二十一番三

堀口 広

二 建築協定区域

埼玉県坂戸市千代田二丁目一番九十六外百六筆百七区画

告 示

埼玉県教委告示第十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年六月四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和三年六月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任命について

ロ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

ハ 公文書部分開示決定処分に係る審査請求事案の裁決について

ニ 埼玉県立図書館協議会委員の任命について

ホ その他